

令和 3 年 9 月 3 0 日規則第 5 4 号

新潟市特定歴史公文書の保存及び利用等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新潟市公文書管理条例（令和 3 年新潟市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 2 3 条に基づき、特定歴史公文書の保存及び利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(特定歴史公文書の保存)

第 3 条 市長は、特定歴史公文書を新潟市文書館条例（令和 3 年新潟市条例第 5 号）により設置された新潟市文書館その他適切な場所において保存するものとする。

2 市長は、特定歴史公文書の保存場所の温度、湿度その他環境の整備について、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市長は、特定歴史公文書の長期保存及び利用のため、記録媒体の変換その他の必要な措置を講ずるものとする。

(目録の作成及び公表)

第 4 条 条例第 1 0 条第 4 項の規定により作成する目録には、次に掲げる事項（条例第 1 2 条第 1 項第 1 号に掲げる情報又は同項第 2 号の条件に係る情報に該当するものを除く。）を記載するものとする。

(1) 分類

(2) 名称

(3) 当該特定歴史公文書を所管していた実施機関又は寄贈若しくは寄託した者の名称又は氏名

(4) 移管又は寄贈若しくは寄託を受けた時期

(5) 利用制限の区分

(6) 資料番号

(7) 前各号に掲げるもののほか、適切な保存及び利用に資する事項

(利用請求書)

第5条 条例第11条第1項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 利用請求に係る特定歴史公文書の資料番号

(2) 利用の方法

(3) 写しの交付の方法による特定歴史公文書の利用を求める場合にあっては、その旨

(4) 利用請求をしようとする者の連絡先（法人その他の団体にあっては、当該利用請求の担当者の氏名及び連絡先）

2 条例第11条第1項の利用請求書は、別記様式第1号によるものとする。

(利用決定通知書等)

第6条 条例第13条第2項の規定による通知は、別記様式第2号により行うものとする。

2 条例第13条第3項の規定による通知は、利用請求に係る特定歴史公文書の全部を利用させないことと決定したときにあつては別記様式第3号により、利用請求に係る特定歴史公文書の一部を利用させないことと決定したときにあつては別記様式第4号により行うものとする。

(期間延長通知書等)

第7条 条例第13条第4項後段の規定による通知は、別記様式第5号により行うものとする。

2 条例第13条第5項後段の規定による通知は、別記様式第6号により行うものとする。

(本人確認手続等)

第8条 条例第14条第1項及び第2項の規定により、提示し、又は提出する書類については、新潟市個人情報保護条例施行規則（平成13年新潟市規則第32号）別表の規定を準用する。

(第三者保護に関する手続)

第9条 条例第15条第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与える場合は、別記様式第7号による第三者意見照会書によるものとする。

2 条例第15条第1項又は第2項の意見書は、別記様式第8号によるものとする。

3 条例第15条第3項の規定により、実施機関に対し意見書を提出する機会を与える場合の手続については、別に定める。

4 条例第15条第4項後段の規定による通知は、別記様式第9号により行うものとする。

(電磁的記録の利用の方法)

第10条 条例第16条に規定する電磁的記録の利用の方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法による場合 閲覧の用に供するための電子ファイルに変換したものの閲覧

(2) 前号に規定する場合以外の場合 印刷物として出力したものの閲覧又は交付。
ただし、当該電磁的記録全部を公開できる場合において、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は磁気ディスク、光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付が容易であるときは、当該再生したものの閲覧若しくは視聴又は当該複製したものの交付により利用することができる。

2 前項に定めるもののほか、電磁的記録の公開の方法について必要な事項は、市長が別に定める。

(写しの交付に要する費用)

第11条 条例第17条に規定する特定歴史公文書の写しの交付に要する費用は、新潟市情報公開条例(昭和61年新潟市条例第43号)の費用負担の例による。

(諮問をした旨の通知)

第12条 市長は、条例第18条第2項の規定により諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条において同じ。）

(2) 利用請求者（利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る特定歴史公文書の利用について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（特定歴史公文書の利用の促進に係る方法）

第13条 市長が別に定める特定歴史公文書については、条例第11条から第15条まで及び第18条に定める利用請求に係る手続のほか、条例第19条の規定に基づき、別に定める簡易な方法により一般の利用に供することができる。

2 市長は、特定歴史公文書について、国、他の地方公共団体その他の公共的団体が開催する展示会、公共的目的を有する行事等において利用に供することが必要と認める場合は、条例第19条の規定に基づき、別に定めるところにより、当該特定歴史公文書を貸し出すことができる。

（移管元実施機関による利用）

第14条 条例第20条の規定により、実施機関が特定歴史公文書の利用の請求を行う場合の手続については、第5条及び第6条の規定にかかわらず、別に定める。

（特定歴史公文書の廃棄）

第15条 条例第21条の特定歴史公文書として保存されている文書がその重要性を失ったと認める場合とは、次に掲げる場合をいう。

(1) 当該文書の劣化が極限まで進み、判読及び修復が不可能で利用できなくなった場合

(2) 当該文書が、他の特定歴史公文書と内容が同一で、かつ、不必要に重複している場合

(3) 当該文書が、実際には特定歴史公文書でないことが判明した場合

（委任）

第16条 この規則に定めるもののほか、この規則を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、新潟市文書館条例（令和3年新潟市条例第5号）の施行の日から施行する。

別記様式第 1 号（第 5 条関係）

特定歴史公文書利用請求書

年 月 日

（宛先）新潟市長

郵便番号

住所

氏名

連絡先（電話番号 _____）

（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、
名称、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先）

新潟市公文書管理条例第 1 1 条の規定に基づき、次のとおり特定歴史公文書の利用を請求します。

	資料番号	目録に記載された特定歴史公文書の名称
1		
2		
3		
4		
5		
利用の方法		<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 文書館において交付 <input type="checkbox"/> 郵送（郵送料は請求者負担） 送付先 (_____)

注 該当する□にレ印を記入してください

別記様式第2号（第6条関係）

特定歴史公文書利用決定通知書

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

年 月 日付けの利用請求について、新潟市公文書管理条例第13条の規定により、次のとおり特定歴史公文書を利用に供することを決定しましたので、お知らせします。

1 特定歴史公文書の名称	
2 利用に供する日時	午前 年 月 日 時 分以後 午後
3 利用に供する場所	
4 利用の方法	
5 担当	

注 特定歴史公文書を利用する際には、この通知書を提示してください。

別記様式第3号（第6条関係）

特定歴史公文書利用制限決定通知書

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

年 月 日付けの利用請求について、新潟市公文書管理条例第13条第3項の規定により、次のとおり特定歴史公文書の全部を利用に供しないことを決定しましたので、お知らせします。

1 特定歴史公文書の名称	
2 利用に供しない理由	新潟市公文書管理条例第12条 に該当 (説明)
3 利用が可能となる時期が明らかな場合の当該時期	年 月 日。ただし、同日以後新たに利用請求が必要となります。
4 担当	

教示

- 1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定に不服がある場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、新潟市（訴訟において市を代表する者は市長となります。）を被告として、新潟地方裁判所に当該決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記様式第 4 号（第 6 条関係）

特定歴史公文書部分利用決定通知書	
	第 年 月 日 号
様	新潟市長 印
<p>年 月 日付けの利用請求について、新潟市公文書管理条例第 1 3 条第 3 項の規定により、次のとおり特定歴史公文書の一部を利用に供することを決定しましたので、お知らせします。</p>	
1 特定歴史公文書の名称	
2 利用に供する日時	年 月 日 午前 時 分以後 午後
3 利用に供する場所	
4 利用の方法	
5 利用に供しない部分	
6 上記 5 の部分を利用に供しない理由	新潟市公文書管理条例第 1 2 条 に該当 （説明）
7 上記 5 の部分について、利用が可能となる時期が明らかな場合の当該時期	年 月 日。ただし、同日以後新たに利用請求が必要となります。
8 担当	

注 特定歴史公文書を利用するには、この通知書を提示してください。

教示

- 1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、新潟市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定に不服がある場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、新潟市（訴訟において市を代表する者は市長となります。）を被告として、新潟地方裁判所に当該決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

別記様式第5号（第7条関係）

特定歴史公文書利用決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

年 月 日付けの利用請求について、新潟市公文書管理条例第13条第4項の規定により、次のとおり利用決定等の期限を延長しましたので、お知らせします。

1 特定歴史公文書の名称	
2 当初の決定期限	年 月 日まで
3 延長後の決定期限	年 月 日まで
4 延長の理由	
5 担当	

別記様式第 6 号（第 7 条関係）

特定歴史公文書利用決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

年 月 日付けの利用請求について、新潟市公文書管理条例第 13 条第 5 項の規定により、次のとおり利用決定等の期限を延長しましたので、お知らせします。

1 特定歴史公文書の名称		
2 当初の決定期限	年 月 日まで	
3 利用請求に係る特定歴史公文書のうちの相当の部分につき利用決定等をする期限及びその部分	期限	年 月 日まで
	部分	
5 残りの特定歴史公文書について利用決定等をする期限	年 月 日まで	
6 新潟市公文書管理条例第 13 条第 5 項の規定を適用する理由		
7 担当		

第三者意見照会書

第 年 月 日
 号 日

様

新潟市長 印

新潟市公文書管理条例第15条第1項又は第2項の規定により、利用請求に係る特定歴史公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、当該第三者に対して意見書を提出する機会が与えられます。

つきましては、あなた（貴団体）に関する情報が記録されている特定歴史公文書について利用請求がありましたので、当該特定歴史公文書の利用について意見があれば、別記様式第8号による意見書を提出してください。提出期限までに提出がない場合は、意見がないものとして取り扱います。

利用請求があった日	年 月 日
利用請求に係る特定歴史公文書の名称又は内容	
特定歴史公文書に記録されているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
意見書の提出期限	年 月 日
担当及び意見書提出先	

備考 この意見照会は、利用請求のあった特定歴史公文書を利用に供するかどうかの決定を行うに際し、参考とするために行うものです。

利用に対する意見書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

住所

氏名

電話番号

(法人その他の団体にあつては、事務所又は
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け 第 号で照会のありました特定歴史公文書の利用について、次のとおり意見を述べます。

利用請求に係る特定 歴史公文書の名称又 は内容	
特定歴史公文書の利 用決定に対する意見 (該当する番号を○ で囲んでください。)	1 利用決定してもよい 2 利用決定に反対する 3 その他 ()
特定歴史公文書の利 用決定に対する意見 の理由 (上記で 2 又は 3 を 選択した場合に記入 してください。)	利用に支障のある部分
	その理由

別記様式第9号（第9条関係）

第三者情報利用決定通知書

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

年 月 日付けで意見書の提出がありました特定歴史公文書について、次のとおり利用に供することに決定したので、新潟市公文書管理条例第15条第4項の規定により通知します。

利用決定・部分利用 決定通知書番号	年 月 日 第 号
特定歴史公文書の名称又は内容	
あなた（貴団体）に関する情報の内容	
利用決定をした理由	
利用に供する日	年 月 日
担当	
備考	

教示

- 1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定に不服がある場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、新潟市（訴訟において市を代表する者は市長になります。）を被告として、新潟地方裁判所に当該決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。